

日野市プレミアム付商品券取扱店募集要項 令和元年8月8日版

1 発行目的

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とし、日野市プレミアム付商品券を発行する。

2 事業概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 発行元 | 日野市 |
| (2) 運営 | 日野市商工会
※商品券の印刷・取扱店募集・販売管理・換金業務など |
| (3) 商品券名称 | 日野市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。） |
| (4) 販売金額 | 1冊5,000円分（額面500円券×10枚つづり）を
4,000円で販売 |
| (5) 購入限度額 | 購入引換券1枚につき25,000円（5冊）まで |
| (6) 購入対象者数 | 約33,500人（見込） |
| (7) 商品券販売期間 | 令和元年10月1日から令和2年1月31日まで |
| (8) 商品券使用期間 | 令和元年10月1日から令和2年2月29日まで |

3 商品券の取扱いについて

(1) 遵守事項

- ア 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能となります。
- イ 利用金額が商品券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとします。
- ウ 商品券を現金に換金することはできません。
- エ 利用期間を過ぎた商品券は無効となりますので受け取らないで下さい。

(2) 利用対象とならないもの

- ア 不動産や金融商品の購入
- イ たばこの購入
- ウ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いものの購入
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払い
- オ 国や地方公共団体への支払い（税金、公共料金、市指定ごみ袋等）
- カ その他、市長が不相当と認めるものの購入等

4 取扱店申込資格

日野市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、日野市内の店舗等に限り商品券利用可能とすることができるもの。ただし、次の（１）から（４）に該当する事業者を除く。

- （１）風営法第２条に規定する営業を行っている事業者
- （２）特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- （３）上記３（２）「利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- （４）その他市長が不相当と認める事業者

5 取扱店の責務

- （１）取扱店であることが明確になるよう、運営者が提供する掲示物を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- （２）商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- （３）商品券を受け取るときは、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券でないかどうか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに日野市商工会若しくは日野市役所産業振興課まで報告すること。
- （４）商品券を受け取ったときは、他店での使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を必ず記入し、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- （５）受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱店の責務とする。
- （６）登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名（取扱店名）が異なる場合、速やかに換金ができない場合があります。
- （７）本事業の実施に当たり、市と適切な連携体制を構築すること。

6 商品券の換金

（１）換金方法

運営者が指定する換金取扱金融機関に、使用された「商品券」、「換金依頼書」、「取扱店登録証明書」を持参し手続きを行い、換金取扱金融機関の取扱店指定の口座に振込。

（２）換金期間

令和元年１０月１日（火）から令和２年３月１６日（月）まで

※期間を過ぎた場合の換金には一切応じません。

（３）入金スケジュール

毎週金曜日締め翌週水曜日に換金取扱金融機関の取扱店指定の口座に入金予定。

(4) 換金取扱金融機関（予定）

換金には、換金取扱金融機関に預金口座が必要です。

換金取扱金融機関は次のとおりです。

金融機関名	換 金 取 扱 店 舗
多摩信用金庫	①日野支店 ②南平支店 ③豊田支店 ④豊田北口支店 ⑤平山支店 ⑥高幡不動支店 ⑦高倉支店
大東京信用組合	①日野支店
東京南農業協同組合	①日野支店 ②七生支店

※上記以外の金融機関では、換金業務を行っておりません。

また、金融機関換金取扱店舗は変更になる場合もありますので、ご注意ください。

(5) その他

換金手数料はかかりません。

7 申込について

(1) 申込方法

この募集要項の内容に同意の上、「日野市プレミアム付商品券取扱店申込書」に必要事項を記入し、日野市商工会まで郵送又はFAX、持参で提出してください。

申込書は日野市商工会ホームページ (<http://www.hino-s.org/>) からダウンロードできるほか、日野市商工会でも配布します。

(2) 提出先（持参の場合 平日 9時00分から17時30分まで）

住 所：〒191-0062 東京都日野市多摩平7-23-23 日野市商工会 宛

F A X：042-586-6063

(3) 申込期間

令和元年6月3日から令和元年7月31日（消印有効）まで

※申込期間以降も取扱店舗の申し込みは、受け付けしません。

ただし、この申込期間以降のものは、購入者向けの告知用チラシ「日野市プレミアム付商品券取扱店一覧」に記載されません。

(4) 申込後の審査等

申請のあった事業者について、日野市商工会、日野市の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合は「取扱店登録証明書」、「店舗掲示物」、「取扱店の手引き」等を9月上旬から中旬にかけて郵送する予定です。

(5) その他

市内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗ごと申し込みをしてください。

8 その他

- (1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店としての登録を取り消す場合があります。
- (2) 内容について今後変更が生じる場合があります。その際は商工会ホームページ、市ホームページ等でお知らせします。

9 問合せ先（平日 9時00分から17時30分まで）

日野市商工会

〒191-0062 東京都日野市多摩平7-23-23

電話：042-581-3666

FAX：042-586-6063